

第7期台東区障害福祉計画の策定について

1 法的位置づけ

本計画は、障害者基本法で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法で定める「市町村障害児福祉計画」に相当。

2 計画策定にあたってのポイント

○障害者基本法で定める「市町村障害者計画」

障害者基本法の第11条第3項に基づき、保健、医療、福祉、教育、就業、生活環境、意識啓発など、障害者の生活全般に関する施策についての基本的な事項を定める
中長期的な計画

○障害者総合支援法で定める「市町村障害福祉計画」

障害者総合支援法の第88条に基づき、障害福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するために定める短期的な計画

⇒障害者計画における施策の実施計画的な位置づけとなる。

○「市町村障害児福祉計画」

児童福祉法の第33条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援を地域において計画的に提供するために定める短期的な計画

⇒障害者計画における施策の実施計画的な位置づけとなる。

※台東区では、これら3つの計画を一体的なものとして策定

○策定にあたっては、以下の法律に基づく計画、指針を基本とする。

① 障害者基本法

第5次障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）

② 障害者総合支援法

障害福祉計画に係る基本指針（令和6年度～令和8年度）

③ 児童福祉法

障害児福祉計画に係る基本指針（令和6年度～令和8年度）

※資料6-2を参照

3 「成果目標」と「活動指標」について

計画においては、計画の実行性をより高めるため、「成果目標」と「活動指標」を掲げる。

(1) 成果目標

障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき数値目標（成果目標）を設定しており、都道府県や区市町村に対しそれぞれの数値目標を設定するよう示している。

(2) 活動指標

成果目標の実現に向けて実施する活動の内容

障害福祉サービス等の提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価するよう、国が都道府県や区市町村に求めている。

4 計画期間

令和6年度から令和8年度まで

5 計画の構成案（第6期台東区障害福祉計画ベース）

① 計画の策定にあたって

- ・計画策定の背景・趣旨
- ・障害者支援に関する近年の国の政策動向
- ・計画の位置づけと各種計画との関係
- ・計画の期間
- ・計画の策定体制
- ・「成果目標」と「活動指標」について
- ・SDGsの達成に向けて
- ・第6期障害福祉計画における主要な成果

② 障害者の状況

- ・障害者数
- ・各種施策の利用状況

③ 障害者施策推進の基本的考え方

- ・基本理念
- ・計画の目標
- ・計画の体系

④ 障害者施策推進の課題と取り組み

- ・施策の方向性と施策の体系 等

⑤ 数値目標とサービスの見込み量

- ・第6期障害福祉計画における目標の進捗状況
- ・第7期障害福祉計画における数値目標設定について【成果目標】
- ・障害福祉サービスの見込み量【活動指標】
- ・地域生活支援事業の見込み量【活動指標】

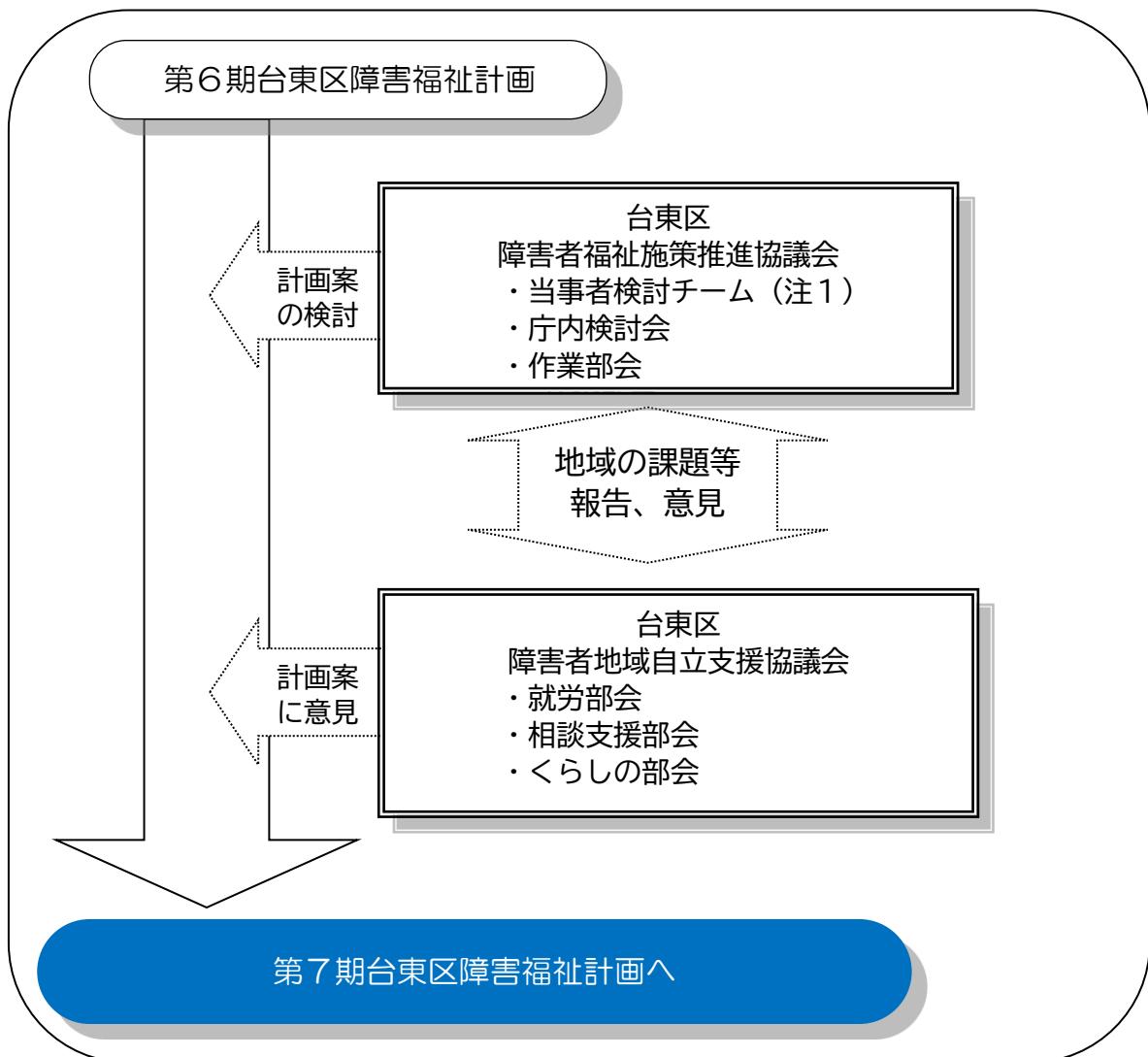
⑥ 計画の推進に向けて

- ・計画の推進体制
- ・P D C Aサイクルとその実施

⑦ 資 料

6 検討体制

台東区障害者福祉施策推進協議会に検討部会として、「庁内検討会」及び「当事者検討チーム」を設置するとともに、「台東区障害者地域自立支援協議会」から聴取する意見を踏まえ、検討・審議を行っていく。



(注1) 当事者検討チーム 所属団体等

台東区聴覚障害者協会
台東区視覚障害者福祉協会
台東区手をつなぐ親の会
台東区身障児者を守る父母の会
台東区脳卒中リハビリ協会
NPO 法人耕房

7 計画策定スケジュール（案）

資料6－3を参照